証券コード　3664
平成30年３月７日

株主の皆様へ

東京都港区六本木六丁目８番10号
株式会社モブキャスト
代表取締役社長　藪　　考樹

第14回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第14回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成30年３月22日（木曜日）午後７時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。**
〔書面による議決権行使の場合〕
**　同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようにご返送ください。**
〔インターネットによる議決権行使の場合〕
**　議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）において、上記の行使期限までに議決権を行使してください。**

敬　具

記

１．日　　時　平成30年３月23日（金曜日）午前10時
２．場　　所　東京都港区赤坂九丁目７番１号
東京ミッドタウン　カンファレンス　Ｒｏｏｍ７
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
３．目的事項
報告事項
１．第14期（平成29年１月１日から平成29年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第14期（平成29年１月１日から平成29年12月31日まで）計算書類の内容報告の件
決議事項
第１号議案　吸収分割契約承認の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役６名選任の件
第４号議案　補欠監査役１名選任の件
第５号議案　会計監査人選任の件
４．議決権の行使等についてのご案内
３頁から４頁の【議決権の行使等についてのご案内】をご参照ください。

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

本招集ご通知に際して添付すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://mobcast.co.jp/ir/stock/stock2）に掲載することにより開示しております。なお、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類は、添付書類記載のもののほか、上記連結注記表及び個別注記表が含まれております。

株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、上記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

【議決権の行使等についてのご案内】

(1) 議決権の行使に関する事項

① 書面による議決権の行使において議案の賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

② 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

③ インターネットによって、複数回数、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

(2) インターネットによる議決権行使のご案内

① 議決権行使サイトについて

ア．インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスし、ご利用いただくことによってのみ実施可能です（ただし、毎日午前２時から午前５時までは取り扱いを休止します。）。

イ．パソコン、スマートフォン又は携帯電話による議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、議決権行使サイトにおけるインターネットによる議決権行使ができない場合もございますので、その旨ご了承ください。

ウ．携帯電話による議決権行使は、携帯電話からインターネットが利用可能であることが必要です。インターネットが利用可能な場合でも、セキュリティ確保のため暗号化通信（ＳＳＬ通信）及び携帯電話情報送信が可能な機種にのみ対応しておりますので、携帯電話の機種によってはご利用いただけない場合がございますのでご了承ください。

② インターネットによる議決権行使方法について

ア．議決権行使サイ（https://evote.tr.mufg.jp/）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインＩＤ」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

イ．株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

ウ．株主総会の招集の都度、新しい「ログインＩＤ」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

③　議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合はパケット通信料その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以　上

システム等に関するお問合わせ
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）
・電話　0120-173-027（受付時間　9:00～21:00、通信料無料）

（添付書類）

事　業　報　告

（平成29年１月１日から
平成29年12月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

世界のゲーム市場は引き続き拡大傾向にあり、平成29年から平成32年にかけて約18.0%成長する見込みであります。平成29年の市場規模は約12兆3,057億円（1,089億ドル；平成29年12月末レートを参照し１ドル＝113円として換算）であり、地域別のシェアを見るとアジア太平洋地域は47.1%、北アメリカが24.8%、西ヨーロッパが17.3%を占めています。国別の市場規模では中国が３兆1,128億円（27,547百万ドル）で世界１位、次いでアメリカ２兆8,317億円（25,060百万ドル）、日本１兆4,176億円（12,546百万ドル）となっています。特に、人口に対するオンライン人口の割合から市場がまだ飽和していないと考えられる中国（人口に占めるオンライン人口割合：57.8%）、インド（同：31.9%）を中心とするアジア太平洋地域は今後も市場が拡大するものと考えられます（平成29年Newzoo社調べ）。

このような事業環境の下、当社は、ネイティブゲームの新規タイトルの開発と既存タイトルの運営強化、新規共同開発契約の推進、及びブラウザゲームの既存タイトルの運営効率化に取り組みました。

ネイティブゲームの新規タイトルの開発につきましては、「キングダム 乱-天下統一への道-（旧称「Project OK」）」については、よりユーザーのみなさまに楽しんでいただけるゲームクオリティにすべくスケジュールを変更し開発を進め、平成30年２月22日の配信開始に向けて開発を行いました。また、「Project LIP」につきましては同Projectの開発リソースをヒットタイトルのさらなるヒットのために一旦シフトした結果、配信開始を平成30年７月以降へと見直しProjectを進めております。また、ネイティブゲームの既存タイトルの運営強化につきましては、「18 キミト ツナガル パズル」においては、「RE:ゼロから始める異世界生活」をはじめとするアニメIP、声優等とのコラボ施策を毎月実施しゲームの活性化を図っております。また、平成29年５月15日に配信を開始した「モバプロ２ レジェンド」においては、ユーザー数の拡大とそれによる売上増加を目指し８月にテレビCMを実施しました。さらに、中国Capstone社と共同で開発を進めていた「モバサカ CHAMPIONS MANAGER」においては、平成29年５月25日に配信を開始した中国版に続き、同９月７日に日本版の配信を開始し、

順調に売上を伸ばしております。海外展開につきましては、上述の「モバサカ CHAMPIONS MANAGER」と同様のスキームによる新規タイトルの開発と配信による売上の拡大を図るべく共同開発契約締結に向け営業活動を行いました。また、ブラウザゲームの運営効率化につきましては、引き続き株式会社マイネットエンターテイメントとの共同で運営を行い、効率的な運営を行っております。

以上の結果により、当連結会計年度につきましては、新作タイトルの売上が寄与し、売上高は3,302,332千円（前連結会計年度比6.6%増加）となりました。その一方で、新作タイトルリリースに伴うロイヤリティの増加、上述の「モバプロ２ レジェンド」のテレビCMの実施等による広告宣伝費の増加により営業損失は1,218,732千円（前連結会計年度は営業損失222,630千円）となりました。

さらに、営業外損益として「為替差益」12,470千円、「持分法による投資損失」20,222千円等を計上した結果、経常損失は1,242,048千円（前連結会計年度は経常損失234,725千円）となりました。また、特別損益として当社グループの持分法適用関連会社が第三者割当による時価発行増資を実施したことによる「持分変動利益」40,296千円、成果の出ている共同開発にリソースを投入すること等によりゲームに係るソフトウェア資産の投資回収見込みを改めて検討し「減損損失」157,045千円を計上した結果、税金等調整前当期純損失は1,336,821千円（前連結会計年度は税金等調整前当期純損失330,388千円）、親会社株主に帰属する当期純損失は1,345,433千円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失333,178千円）となりました。

② 設備投資の状況

重要な設備投資は行っておりません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中において、第三者割当て（割当先：大和証券株式会社）による第27回新株予約権12,000個（発行価額：１個当たり679円）及び第28回新株予約権12,000個（発行価額：１個当たり361円）の発行をいたしました。平成29年12月５日までに、第27回新株予約権の全てが権利行使されたことで841,710千円の資金調達を行いました。また、銀行借入により、400,000千円の資金調達を行い、総額1,241,710千円の資金調達を行いました。

(2) 対処すべき課題

当社グループは、今後の事業展開において、業容を拡大し、経営基盤を安定化させるために、以下の課題を認識しており、迅速に対処してまいります。

① 収益力の強化

当社グループは、今後の収益力の強化と持続的な成長を実現しグループ全体

の企業価値向上を目指して、これまで培ってきた「モバイルインターネット領域におけるサービス開発および運営ノウハウ」を提供することで、グローバルでの事業成長を実現し、日本のエンターテインメント業界を革新させ、さらなる発展に貢献することを重要な戦略と位置付けています。その実現のため、平成30年12月期につきましては、平成30年2月に株式会社トムスを完全子会社化し、また平成30年4月1日を予定日として当社グループは純粋持株会社体制へ移行する予定です。当社グループの主力事業であるゲーム事業につきましては、モバイルゲームプラットフォーム「mobcast」上で、会員数の拡大を図るとともに、自社タイトルのブラウザゲームを配信することにより、収益基盤を強化してまいりました。

しかしながら、モバイルゲーム市場においては、ネイティブアプリゲームがブラウザゲームに取って代わり、大きなシェアを占めるようになり、このようなモバイルゲーム市場の構造変化は、当社グループの成長を不確実にする要因の一つとなっております。

当社グループでは、今後の収益力の強化と持続的な成長を実現するために、日本アニメを中心としたIPと実績のあるクリエイターとのネットワークを掛け合わせた高品質なネイティブアプリゲームの企画力を強みとして、海外パートナー企業との共同開発により、それぞれの強みを活かした多種多様なジャンルのネイティブアプリゲームを中華圏・日本を中心とするアジアのモバイルゲーム市場に向けて配信するとともに、自社開発により、パズルゲーム、スポーツシミュレーション型のネイティブアプリゲームを、日本のモバイルゲーム市場に向けて配信してまいります。

② サイトの安全性及び健全性強化への対応

当社グループは、会員が安心して利用できるサービス環境を提供することが、信頼性の向上、ひいては事業の発展に寄与するものと認識しております。当社グループは、会員に対してゲームコンテンツや掲示板等のコミュニケーションの場を提供する立場から、会員が安心して利用できるようにサイトの安全性や健全性を継続的に強化していくことが必要であると考えております。個人情報保護や知的財産保護等に関するサイトの安全性の強化に加え、利用規約の徹底やサイトパトロール等の体制強化など、健全性維持の取り組みを継続的に実施してまいります。

③ システムの強化

当社グループの事業は、主にインターネット上で展開されていることから、サービス提供に係るシステム稼働の安定性を確保することが経営上重要な課題であると認識しております。そのため、当社グループでは、会員数増加や会員

満足度の向上を目的とした新規サービス・機能の開発等に備え、設備への先行投資を継続的に行ってまいります。

④　組織体制の強化

当社グループは、今後の更なる成長を目指す上で、その時点時点において、優秀な人材の確保や人材の能力を最大限に引き出す人事制度の構築、最適な組織設計が重要な経営課題であると認識しております。そのために、経営理念に沿った人事ポリシーを構築し、最適な人員数のコントロールが可能なモニタリング制度の導入を実現し、成長フェーズに合った評価制度、人材育成制度、報酬制度を導入してまいります。また、組織設計においては、当社グループ業及び戦略に応じて、常に最適な組織を模索し、役員及び従業員の自律性を高め、より階層の少ない透明性の高い組織設計を行っていく方針であります。

(3) 財産及び損益の状況の推移

①　企業集団の財産及び損益の状況の推移

区　　分	第 11 期 (平成26年12月期)	第 12 期 (平成27年12月期)	第 13 期 (平成28年12月期)	第 14 期 (当連結会計年度) (平成29年12月期)
売上高（千円）	3,818,587	3,913,124	3,097,005	3,302,332
経常利益又は経常損失（△）（千円）	316,012	△471,318	△234,725	△1,242,048
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)（千円）	154,641	△1,658,257	△333,178	△1,345,433
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失(△)（円）	11.02	△114.30	△22.61	△82.85
総資産（千円）	4,216,843	2,963,363	3,792,844	3,050,423
純資産（千円）	2,233,406	967,880	2,153,095	1,640,865

（注）１．売上高に消費税等は含まれておりません。
２．第11期におきましては、モバイルゲーム市場の中心がブラウザゲームからネイティブアプリゲームへとシフトしていく中で、当社の売上の大部分を占めるブラウザゲームの売上高が減少し、前連結会計年度に比して減収となりましたが、広告宣伝費を中心とした費用コントロールを行うことで、経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益を計上いたしました。
３．第12期におきましては、テレビCMを中心とした広告宣伝により、当社ネイティブアプリゲーム売上が拡大したことで、売上高は前連結会計年度に比して増加いたしましたが、広告宣伝費の増加、人件費及び回収代行手数料等の増加により、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上いたしました。
４．第13期におきましては、ネイティブアプリゲーム売上が拡大したものの、売上高の減少額を補えず、前連結会計年度に比して減収となりました。また、広告宣伝費や人件費の抑制を中心とする販売管理費の削減を行いましたが、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上いたしました。
５．第14期の状況につきましては、「(1) 当連結会計年度の事業の状況 ①事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区　　分	第 11 期 (平成26年12月期)	第 12 期 (平成27年12月期)	第 13 期 (平成28年12月期)	第 14 期 (当事業年度) (平成29年12月期)
売上高（千円）	3,719,363	3,903,694	3,097,000	3,300,537
経常利益又は経常損失(△)（千円）	373,155	△320,168	△197,981	△1,216,191
当期純利益又は当期純損失(△)（千円）	285,600	△1,889,723	△319,701	△1,353,551
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失(△)（円）	20.35	△130.25	△21.69	△83.35
総資産（千円）	4,444,256	2,936,368	3,780,241	3,021,138
純資産（千円）	2,479,082	967,433	2,140,492	1,612,485

（注）１．売上高に消費税等は含まれておりません。
２．１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数により算出しております。

(4) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社モブキャスト・エンターテインメント	2,210万円	83.63%	エージェンシー事業、投資事業

(5) 重要な企業結合等の状況

該当事項はありません。

(6) 主要な事業内容（平成29年12月31日現在）

当社は、モバイルゲーム事業を展開しております。

(7) 主要な営業所（平成29年12月31日現在）

株式会社モブキャスト
本社：東京都港区六本木六丁目８番10号

(8) 従業員の状況（平成29年12月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
120（ 1）名	16名減 （ 5名減 ）

（注） 従業員数は就業員数であり、契約社員、アルバイト及び派遣社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
120（ 1）名	16名減 （ 5名減 ）	34.8歳	3.4年

（注） 従業員数は就業員数であり、アルバイト及び派遣社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(9) 主要な借入先の状況（平成29年12月31日現在）

借入先	借入額（千円）
株式会社三菱東京UFJ銀行	200,002
株式会社みずほ銀行	174,990
株式会社東京都民銀行	157,200
株式会社りそな銀行	88,880

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、平成29年12月20日開催の取締役会において純粋持株会社体制へ移行することを決議しており、平成30年４月１日を効力発生日として準備を進めております。

また、同じく平成29年12月20日開催の取締役会において、株式会社トムスの株式取得に係る基本合意の締結について決議し、平成30年２月に同社の株式を取得しております。

(11) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めのあるときの権限行使の方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要な課題のひとつとして位置づけており、剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年２回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、取締役会であります。

今後につきましては、事業展開の状況と経営成績、財務状況を総合的に勘案しながら、株主への利益配当を検討していく方針であります。

なお、当社は、剰余金の配当等、会社法第459条第１項に定める事項については、法令に特段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることとする旨を定款で定めております。

２．株式の状況（平成29年12月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　45,500,000株

(2) 発行済株式の総数　17,318,008株

(3) 株主数　9,231名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数（株）	持株比率（％）
藪考樹	4,235,200	24.46
株式会社でらゲー	482,800	2.79
エクイニクス・ジャパン・エンタープライズ株式会社	450,000	2.60
株式会社SBI証券	414,400	2.39
BARCLAYS CAPITAL SECURITIES LIMITED	378,200	2.18
ハクバ写真産業株式会社	350,000	2.02
海老根智仁	286,000	1.65
BNY GCM ACCOUNTS M NOM	217,375	1.26
日本証券金融株式会社	176,100	1.02
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	161,699	0.93

(5) その他株式に関する重要な事項

発行済株式の総数の増加は、新株予約権の行使により、1,223,000株を発行したことによるものです。

３．新株予約権等の状況

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権に関する重要な事項（平成29年12月31日現在）

平成29年９月20日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

	第27回新株予約権	第28回新株予約権
発行決議日	平成29年9月20日	
新株予約権割当の対象者	大和証券株式会社	
新株予約権の総数	12,000個	12,000個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式　1,200,000株 （新株予約権１個につき100株）	普通株式　1,200,000株 （新株予約権１個につき100株）
新株予約権の払込金額	新株予約権１個当たり679円	新株予約権１個当たり361円
新株予約権の払込期日	平成29年10月６日	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	825円	
行使価額の修正条件	本新株予約権の各行使請求の効力は、行使請求受付場所（三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社証券代行部）に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が当社の定める口座に入金された日（以下「修正日」という。）に発生する。修正日の直前取引日（同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日をいい、以下「算定基準日」という。）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値の90％に相当する金額（円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を切り上げる。以下「修正後行使価額」という。）に修正される。なお、修正後行使価額の算出において、算定基準日に「(注) 2．行使価額の調整」に記載の行使価額の調整事由が生じた場合は、当該算定基準日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して調整されるものとする。但し、修正後行使価額が478円（以下「下限行使価額」といい、「(注) 2．行使価額の調整」の規定を準用して調整される。）を下回ることとなる場合には修正後行使価額は下限行使価額とする。	本新株予約権の各行使請求の効力は、行使請求受付場所（三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社証券代行部）に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が当社の定める口座に入金された日（以下「修正日」という。）に発生する。修正日の直前取引日（同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日をいい、以下「算定基準日」という。）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値の90％に相当する金額（円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を切り上げる。以下「修正後行使価額」という。）に修正される。なお、修正後行使価額の算出において、算定基準日に「(注) 2．行使価額の調整」に記載の行使価額の調整事由が生じた場合は、当該算定基準日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して調整されるものとする。但し、修正後行使価額が660円（以下「下限行使価額」といい、「(注) 2．行使価額の調整」の規定を準用して調整される。）を下回ることとなる場合には修正後行使価額は下限行使価額とする。
新株予約権の行使期間	平成29年10月10日から 平成31年10月９日まで	
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。	

（注）１.第27回新株予約権は、平成29年12月５日までに、その全てが権利行使されております。
（注）２.行使価額の調整
行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
（１） 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第（２）号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{交付普通株式数} \times \text{１株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

「既発行普通株式数」は、当社普通株式の株主（以下「当社普通株主」という。）に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後行使価額を適用する日の１か月前の日における当社の発行済普通株式数から調整後行使価額を適用する日における当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に第（２）号乃至第（４）号に基づき交付普通株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えた数とする。なお、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の保有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式数を含まないものとする。

（２） 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
①行使価額調整式で使用する時価（下記第（３）号②に定義する。下記第（４）号③を除き、以下「時価」という。）を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の転換、交換若しくは行使による場合を除く。）調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。
②当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合
調整後行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、又は当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
③取得請求権付株式であって、その取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。ただし、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第８項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）
調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合は割当日）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
上記にかかわらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付

株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して当該調整前に本号③又は⑤による行使価額の調整が行われている場合には、（ⅰ）上記交付が行われた後の完全希薄化後普通株式数（下記第（３）号③に定義する。）が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後行使価額は、超過する株式数を行使価額調整式の交付普通株式数とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、（ⅱ）上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本④の調整は行わないものとする。

⑤取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式１株当たりの対価（本⑤において「取得価額等」という。）の下方修正その他これに類する取得価額等の下方への変更（本第（２）号乃至第（４）号と類似の希薄化防止条項に基づく取得価額等の調整を除く。以下「下方修正等」という。）が行われ、当該下方修正等後の取得価額等が当該下方修正等が行われる日（以下「取得価額等修正日」という。）における時価を下回る価額になる場合

（ⅰ）当該取得請求権付株式等に関し、本号③による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われていない場合、調整後行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして本号③の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

（ⅱ）当該取得請求権付株式等に関し、本号③又は上記（ⅰ）による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数が、当該下方修正等が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後行使価額は、当該超過株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

⑥本号③乃至⑤における対価とは、当該株式又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（本号③における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。

⑦本号①乃至③の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{[\text{調整前行使価額}-\text{調整後行使価額}]\times\text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、１株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

（３）①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を切り捨てる。

②時価は、調整後行使価額を適用する日（ただし、上記第（２）号⑦の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算については、円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を切り捨てる。

③完全希薄化後普通株式数は、調整後行使価額を適用する日の１か月前の日における当社の発行済普通株式数から、調整後行使価額を適用する日における当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、上記第（２）号乃至第（４）号に基づき交付普通株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとする（当該行使価額の調整において上記第（２）号乃至第（４）号に基づき交付普通株式数とみなされることとなる当社普通株式数を含む。）。

④上記第（２）号①乃至⑤に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後行使価額は、上記第（２）号の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。

（４） 上記第（２）号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部若しくは一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき事由が２つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

（５） 上記第（２）号及び第（４）号にかかわらず、上記第（２）号及び第（４）号に基づく調整後行使価額を適用する日が、上記表中「行使価額の修正条件」に基づく行使価額を修正する日と一致する場合には、上記第（２）号及び第（４）号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。ただし、この場合においても、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。

（６） 上記第（１）号乃至第（５）号により行使価額の調整を行うとき（下限行使価額が調整されるときを含む。）は、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、上記第（２）号⑦に定める場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。また、上記第（５）号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ行う。

（注）３．第28回新株予約権の行使条件

大和証券株式会社は、当社がTDnetを通じて決算短信又は四半期決算短信を公表した日（以下「短信公表日」という。）において、当該短信公表日の直前の四半期に係る連結経営成績（連結財務諸表を作成していない場合には、経営成績）における営業利益が１円以上である場合に限り、当該短信公表日の翌日以降、次の短信公表日まで（同日を含む。）の間、第28回新株予約権を行使することができる（以下「本行使条件」という。）。本行使条件の充足判定は、原則として当該短信公表日において利用可能な監査済又はレビュー済連結財務諸表（連結財務諸表を作成していない場合には、財務諸表）に記載される数値を基礎として行われるものとし、利用可能でない数値に限り、決算短信又は四半期決算短信に記載される数値で代替されるものとする。なお、準拠する又は適用される会計基準の変更等により、参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合、当社と大和証券株式会社は、合理的な範囲内で、別途参照すべき適正な指標を協議して定めることができるものとする。

４．会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成29年12月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	藪　　考　樹	CEO 株式会社モブキャスト・エンターテインメント CEO 代表取締役
取　締　役	佐　武　利　治	CFO　管理本部長 株式会社モブキャスト・エンターテインメント　取締役
取　締　役	杉　野　範　和	ゲーム事業本部長
取　締　役	前　田　英　樹	―
取　締　役	海老根　智　仁	社長室 最高顧問 株式会社レジェンド・パートナーズ 取締役会長
社外取締役	谷　本　　勲	株式会社PALACE 代表取締役 株式会社クラウドテクノロジーズ 代表取締役 株式会社ソーシャルキャピタル総合研究所 代表取締役 株式会社エムエム総研 取締役 株式会社モブキャスト・エンターテインメント 取締役
常勤社外監査役	高　瀬　　明	株式会社モブキャスト・エンターテインメント　監査役
社外監査役	内　藤　　篤	青山綜合法律事務所 代表
社外監査役	角　田　博　昭	公認会計士角田博昭事務所 代表 株式会社エキスパーツリンク 代表取締役 税理士法人エキスパーツリンク 代表社員 監査法人五大 社員

（注）１．取締役 谷本勲氏は、社外取締役であります。
２．監査役 高瀬明氏、内藤篤氏及び角田博昭氏は、社外監査役であります。
３．監査役 角田博昭氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
４．当社は、取締役 谷本勲氏、監査役 高瀬明氏、内藤篤氏及び角田博昭氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 事業年度中に退任した取締役

退任時期	役職	氏名
平成29年３月24日	取締役	玉舎直人
	取締役	福元健之

（注） 取締役 玉舎直人氏及び福元健之氏は、任期満了による退任であります。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区分	員数	報酬等の額
取締役 （うち社外取締役）	８名 （ １名）	74,349千円 （ 2,400千円）
監査役 （うち社外監査役）	３名 （ ３名）	13,200千円 （ 13,200千円）
合計 （うち社外役員）	11名 （ ４名）	87,549千円 （ 15,600千円）

（注）１．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
２．期中に退任した取締役２名の員数及び報酬額を含んでおります。
３．取締役の報酬限度額は、平成24年３月８日開催の第８回定時株主総会において、年額400百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
４．社外取締役の報酬限度額は、平成24年３月８日開催の第８回定時株主総会において、年額15百万円以内と決議いただいております。
５．監査役の報酬限度額は、平成24年３月８日開催の第８回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役 谷本勲氏は、株式会社PALACEの代表取締役、株式会社クラウドテクノロジーズの代表取締役、株式会社ソーシャルキャピタル総合研究所の代表取締役、株式会社エムエム総研の取締役を兼務しております。これらの会社と当社との間には取引関係はございません。

・監査役 内藤篤氏は、青山綜合法律事務所の代表を兼務しております。同所と当社は顧問契約に基づく法律顧問の取引を行っております。

・監査役 角田博昭氏は、公認会計士角田博昭事務所の代表、株式会社エキスパーツリンクの代表取締役、税理士法人エキスパーツリンクの代表社員、監査法人五大の社員を兼務しております。同事務所、同社及び両法人と当社との間には取引関係はございません。

② 当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（ 13回開催）		監査役会（ 17回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 谷本 勲	13回	100.0%	―	―
監査役 高瀬 明	13回	100.0%	17回	100.0%
監査役 内藤 篤	13回	100.0%	17回	100.0%
監査役 角田 博昭	13回	100.0%	17回	100.0%

（注） 書面決議による取締役会の回数は除いております。

・社外取締役の取締役会における発言状況

取締役 谷本勲氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言、提言を行っております。

・社外監査役の取締役会及び監査役会における発言状況

監査役 高瀬明氏、内藤篤氏及び角田博昭氏は、それぞれの分野で培われた豊富な経験と高い見識から、議案及び審議等につき、適宜、必要な発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金200万円又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。

５．会計監査人の状況

(1) 名称

監査法人Ａ＆Ａパートナーズ

(2) 報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	13,000千円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	13,000千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の職務執行状況や監査計画の内容等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役の全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、解任後最初に招集される株主総会において、監査役会が選定した監査役から、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会が会計監査人の業務執行状況その他諸般の事情を総合的に勘案・評価し、解任又は不再任とすることが適切であると判断した場合は、当該会計監査人を解任又は不再任とし、新たな会計監査人を選任する議案を株主総会宛てに提出いたします。

６．会社の体制及び方針

(1) 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a) 取締役は経営理念を率先垂範し、従業員への周知徹底、教育啓蒙を継続し、法令の遵守及び社会的要請への対応を最優先とする企業風土を醸成します。

(b) 「コンプライアンス規程」等に従い、担当責任部門は当社内の意思決定プロセス及び業務執行において、会社を横断する調査、監督指導を行います。

(c) 取締役の職務執行状況は、監査に関する規程及び監査計画に基づき監査役の監査を受け、監査役は取締役に対し、必要に応じて改善を助言又は勧告します。

(d) 取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合には、直ちに監査役及び取締役会に報告します。

(e) 代表取締役社長直属部門として内部監査業務を所管する部門（以下、「内部監査担当部門」といいます。）を設けており、年度監査計画に基づいて担当者が監査を実施し、被監査部門に対する問題点の指摘、業務改善の提案、確認を行い、その実現の支援を行います。また、内部監査の内容は、代表取締役社長以下関係役員及び監査役にも報告され、経営力の強化を図ります。

(f) 必要に応じて法律・会計等の外部の専門家を起用し、法令・定款違反行為を未然に防止します。

(g) 金融商品取引法及びその他の法令への適合を含め、「法律、社会規範、社内ルール等の遵守」、「業務の有効性と効率性の向上」、「財務報告の信頼性の確保」、「資産の保全」を目的として、内部統制の仕組みを構築・運用し、業務の改善に努めます。

(h) 会社情報の開示については、情報収集、開示資料の作成、開示手順、開示責任者等を定め、開示の正確性、適時性及び網羅性を確保します。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(a) 取締役の職務の執行に係る情報及び文書の取扱いは、法令及び社内規程等に定めるところにより、適切かつ検索性の高い状態で記録・保存・管理され、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行います。

(b) 機密性の高い情報はもとより、情報全般について、社内規程等に基づき、保存・管理する部門、責任者、取扱い担当者を明確にし、適切に管理します。

(c) 情報セキュリティに関する基本方針、細則等を決定し、情報セキュリティに関する社内周知徹底を図ります。

③　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(a) 「リスク管理規程」を制定し、潜在的リスクの早期発見及び不正行為に対する迅速かつ適切な措置を講ずる体制の構築を進めます。

(b) 不測の事態が生じた場合には、代表取締役社長を委員長とする対策委員会を設置して、開示を含む迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整えます。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(a) 経営理念を機軸として、内外の環境を考慮し策定される中期経営計画に基づき、年度計画及び業務目標を明確にし、各業務を執行します。

(b) 執行監督責任の明確化を目的として、取締役には社外取締役を含むものとします。

(c) 社内規程等に基づき、各業務執行における責任者及びその権限等のルールを定め、効率的に職務の執行が行われる体制をとります。

⑤　当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(a) 子会社における業務の適正を確保するため、「関係会社管理規程」に従い、当社への決裁・報告を行うほか、子会社の取締役会の決議・報告内容を当社取締役会において適宜報告します。

(b) 当社の内部監査部門は、定期的又は臨時に子会社の内部監査を実施し、内部統制の整備を推進するとともに、改善策の指導、実施の支援・助言等を行います。

(c) 当社の監査役は、子会社の内部統制システムが適切に整備されているかに留意し、必要に応じて法令等に定める権限を行使し、子会社の調査等を行います。

(d) 当社及び子会社は、内部通報制度を設け、当社及び子会社の役員・使用人は当社の窓口に直接又は間接的に通報することができます。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

(a) 内部監査担当部門が、監査役の求めに応じて監査役の職務を補助します。

(b) 監査役が補助者の設置を希望する場合は、取締役と監査役が意見交換を行い、監査役の職務を補助する使用人を決定します。

⑦　前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

(a) 監査役を補助する使用人を設置した場合、当該使用人はその要請に関して、取締役及び上長等の指揮・命令を受けないものとします。

(b) 監査役を補助する使用人の人事考課は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役の同意を得た上で、代表取締役社長が決定することとします。

⑧　取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(a) 常勤監査役は、取締役会の他、重要な意思決定プロセス及び業務の執行の状況を把握するため、重要な会議に出席し意見を述べるとともに、主要な決裁を求める書面その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び従業員にその説明を求めます。

(b) 取締役及び従業員並びに子会社の取締役及び従業員は、監査役の求めに応じて速やかに業務執行状況を報告します。

(c) 取締役及び子会社の取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは直ちに監査役に報告します。

⑨　その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(a) 監査役会には法令に従い社外監査役を含み、公正かつ透明性を担保します。

(b) 監査役、会計監査人及び内部監査担当部門は意見交換の場を持ち、相互の連携を図ります。

(c) 代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るために定期的な会合をもちます。

(d) 監査役会は独自に意見形成するため、弁護士、公認会計士等の外部専門家を独自に起用することができます。また、それに係る費用は、適時適切に会社が負担します。

⑩　反社会的勢力を排除するための体制

(a) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨むとともに、一切の関係を遮断します。

(b) 反社会的勢力の排除に関する対応部門を設け、違法行為・不当要求へ対処する体制を整え、さらに反社会的勢力及び団体とは断固として対決することを全ての従業員に周知徹底します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 内部統制システム全般

当社及びグループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を内部監査担当部門がモニタリングし、改善すべき事項がある場合には、取締役会に報告のうえ、改善をすすめております。

② コンプライアンス

当社は、当社及びグループの従業員に対し、階層に応じたコンプライアンス研修を行い、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。

また、当社は内部通報規程により相談・通報体制を設けており、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

③ リスク管理体制

経営会議において、各本部及びグループ会社から報告されたリスクのレビューを実施し、全社的な情報共有に努めたほか、取締役会において、当該リスクの管理状況について報告いたしました。

④ 内部監査

内部監査担当部門が作成した内部監査計画に基づき、当社及びグループ会社の内部監査を実施いたしました。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨て、比率については四捨五入しております。

連結貸借対照表

（平成29年12月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	2,224,668	流動負債	1,356,087
現金及び預金	1,163,606	短期借入金	333,334
売掛金	806,789	1年内返済予定の長期借入金	244,758
その他	254,355	未払金	673,288
貸倒引当金	△83	未払法人税等	8,119
固定資産	825,755	その他	96,587
有形固定資産	32,628	固定負債	53,470
建物	13,621	長期借入金	53,380
工具、器具及び備品	19,006	繰延税金負債	90
無形固定資産	511,545	負債合計	1,409,558
ソフトウエア	217,430	（純資産の部）	
ソフトウエア仮勘定	288,947	株主資本	1,613,635
その他	5,167	資本金	2,171,757
投資その他の資産	281,580	資本剰余金	790,303
投資有価証券	175,807	利益剰余金	△1,348,425
その他	112,073	その他の包括利益累計額	11,657
貸倒引当金	△6,300	その他有価証券評価差額金	205
		為替換算調整勘定	11,452
		新株予約権	4,332
		非支配株主持分	11,239
		純資産合計	1,640,865
資産合計	3,050,423	負債及び純資産合計	3,050,423

（注）記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成29年１月１日から
平成29年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		3,302,332
売上原価		2,695,301
売上総利益		607,031
販売費及び一般管理費		1,825,764
営業損失		1,218,732
営業外収益		
為替差益	12,470	
その他	3,265	15,735
営業外費用		
支払利息	7,794	
持分法による投資損失	20,222	
投資事業組合運用損	6,164	
株式交付費	1,864	
その他	3,005	39,050
経常損失		1,242,048
特別利益		
新株予約権戻入益	24,975	
持分変動利益	40,296	65,271
特別損失		
減損損失	157,045	
役員退職慰労金	3,000	160,045
税金等調整前当期純損失		1,336,821
法人税、住民税及び事業税	2,410	2,410
当期純損失		1,339,231
非支配株主に帰属する当期純利益		6,201
親会社株主に帰属する当期純損失		1,345,433

（注）記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成29年１月１日から
平成29年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	1,749,057	1,698,719	△1,334,670	2,113,106
当期変動額				
新株の発行	422,700	422,700		845,400
欠損填補		△1,331,678	1,331,678	－
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△1,345,433	△1,345,433
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		562		562
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	422,700	△908,415	△13,755	△499,471
当期末残高	2,171,757	790,303	△1,348,425	1,613,635

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	△581	15,595	15,013	24,975	－	2,153,095
当期変動額						
新株の発行						845,400
欠損填補						－
親会社株主に帰属する当期純損失（△）						△1,345,433
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						562
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	787	△4,143	△3,355	△20,643	11,239	△12,758
当期変動額合計	787	△4,143	△3,355	△20,643	11,239	△512,230
当期末残高	205	11,452	11,657	4,332	11,239	1,640,865

（注）記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

（平成29年12月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**2,202,424**	**流動負債**	**1,355,182**
現金及び預金	1,144,379	短期借入金	333,334
売掛金	805,540	1年内返済予定の長期借入金	244,758
前払費用	143,532	未払金	672,510
未収消費税	100,274	未払費用	15,835
その他	8,781	前受金	57,864
貸倒引当金	△83	未払消費税等	7,101
固定資産	**818,714**	未払法人税等	7,999
		預り金	15,776
有形固定資産	**32,628**	その他	2
建物	13,621	**固定負債**	**53,470**
工具、器具及び備品	19,006	長期借入金	53,380
無形固定資産	**506,539**	繰延税金負債	90
ソフトウエア	212,597	**負債合計**	**1,408,653**
ソフトウエア仮勘定	288,947	（純資産の部）	
特許権	244	**株主資本**	**1,607,947**
商標権	1,184	**資本金**	**2,171,757**
その他	3,565	**資本剰余金**	**789,741**
投資その他の資産	**279,545**	資本準備金	422,700
		その他資本剰余金	367,041
投資有価証券	24,717	**利益剰余金**	**△1,353,551**
関係会社株式	149,055	その他利益剰余金	△1,353,551
出資金	33,335	繰越利益剰余金	△1,353,551
敷金	72,237	**評価・換算差額等**	**205**
破産更生債権等	6,300	その他有価証券評価差額金	205
その他	200	**新株予約権**	**4,332**
貸倒引当金	△6,300	**純資産合計**	**1,612,485**
資産合計	**3,021,138**	**負債及び純資産合計**	**3,021,138**

（注）記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成29年１月１日から
平成29年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		3,300,537
売上原価		2,694,816
売上総利益		605,720
販売費及び一般管理費		1,819,195
営業損失		1,213,475
営業外収益		
受取利息	155	
為替差益	12,470	
その他	3,109	15,735
営業外費用		
支払利息	7,794	
株式交付費	1,864	
投資事業組合運用損	6,164	
その他	2,628	18,451
経常損失		1,216,191
特別利益		
新株予約権戻入益	24,975	24,975
特別損失		
減損損失	157,045	
役員退職慰労金	3,000	160,045
税引前当期純損失		1,351,261
法人税、住民税及び事業税	2,290	2,290
当期純損失		1,353,551

（注）記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成29年１月１日から
平成29年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	1,749,057	1,582,606	116,112	1,698,719	△1,331,678	△1,331,678	2,116,098
事業年度中の変動額							
新株の発行	422,700	422,700		422,700			845,400
準備金から剰余金への振り替え		△1,582,606	1,582,606	－			－
欠損填補			△1,331,678	△1,331,678	1,331,678	1,331,678	－
当期純損失（△）					△1,353,551	△1,353,551	△1,353,551
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
事業年度中の変動額合計	422,700	△1,159,906	250,928	△908,978	△21,873	△21,873	△508,151
当期末残高	2,171,757	422,700	367,041	789,741	△1,353,551	△1,353,551	1,607,947

	評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金		
当期首残高	△581	24,975	2,140,492
事業年度中の変動額			
新株の発行			845,400
準備金から剰余金への振り替え			－
欠損填補			－
当期純損失（△）			△1,353,551
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	787	△20,643	△19,855
事業年度中の変動額合計	787	△20,643	△528,007
当期末残高	205	4,332	1,612,485

（注）記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年２月９日

株式会社モブキャスト

取締役会　御中

監査法人Ａ＆Ａパートナーズ

指定社員 業務執行社員	公認会計士　寺田　聡司	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士　永利　浩史	㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社モブキャストの平成29年１月１日から平成29年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社モブキャスト及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年２月９日

株式会社モブキャスト

取締役会　御中

監査法人Ａ＆Ａパートナーズ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	寺田　聡司	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	永利　浩史	㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社モブキャストの平成29年１月１日から平成29年12月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成29年１月１日から平成29年12月31日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人Ａ＆Ａパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人Ａ＆Ａパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年２月21日

株式会社モブキャスト　監査役会

常勤社外監査役　高瀬　明　㊞

社外監査役　内藤　篤　㊞

社外監査役　角田　博昭　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　吸収分割契約承認の件

当社は、会社分割（吸収分割）の方式により持株会社体制へ移行することといたしました。本議案は、当社の100%子会社である株式会社モブキャストゲームス（以下、「承継会社」といいます。）を吸収分割承継会社とし、当社のゲーム事業に関する権利義務（ただし、吸収分割契約書において承継対象資産から除外されるものを除きます。）を承継させる吸収分割（以下、「本件吸収分割」といいます。）を行うことについて、ご承認をお願いするものであります。

本件吸収分割の効力発生日は、平成30年４月１日を予定しており、同日付で、当社は「株式会社モブキャストホールディングス」に、商号を変更いたします。

なお、当社は、持株会社体制への移行後も、引き続きグループ会社の経営管理を行う持株会社として上場を維持する予定です。

１．吸収分割を行う理由

当社は、日本が世界に誇る強力なIP（知的財産権）やブランドの新たな価値を創出したコンテンツ展開、それらを創るクリエイターや企業に対し、これまで培ってきた「モバイルインターネット領域におけるサービス開発及び運営ノウハウ」を提供することで、グローバルでの事業成長を実現し、日本のエンターテインメント業界を革新させ、さらなる発展に貢献することを、重要な戦略と位置付けております。

その実現のため、IP及びエンターテインメントコンテンツの価値と収益力の向上を対象とした投資運用事業を進めてまいりました。これらの投資運用事業により取得した事業及び当社の既存事業それぞれを成長させ、当社グループの企業価値を向上させていくため、吸収分割により持株会社体制に移行することとしました。

このたび当社が持株会社体制へ移行する目的は以下のとおりです。

（１）経営管理体制の強化

グループの経営機能と事業執行機能を明確に区分し、当社はグループの戦略的マネジメントの強化や経営資源の適正な配分を行うとともに、グループ会社においては、よりスピーディな意思決定が可能となり、責任と権限がより明確化されます。

（２）企業価値の向上

持株会社においては、事業領域拡大のための新規投資機能、及び人事、財務、IR、監査等のグループ全体の経営及び公開会社に必要な機能を持ちます。体制移行後は、当社はグループ全体の経営を統括し、グループ間の事業シナジー効果を高めグループ全体の企業価値の向上を目指します。

２．吸収分割契約書の内容の概要

吸収分割契約書（写）

第１条（目的）

甲は、本契約に定めるところに従い、吸収分割により、甲がそのゲーム事業（以下「本件事業」という。）に関して有する第３条に定める権利義務を乙に承継させ、乙は、これを甲から承継する（以下「本分割」という。）。

第２条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、次の各号に掲げるとおりである。

（１） 甲：吸収分割会社
商号：株式会社モブキャスト
住所：東京都港区六本木六丁目８番１０号

（２） 乙：吸収分割承継会社
商号：株式会社モブキャストゲームス
住所：東京都港区六本木六丁目８番１０号

第３条 （本分割により承継する権利義務に関する事項 ）

乙は、効力発生日（第６条で定める日をいう。以下同じ。）において、別紙１「承継対象権利義務明細表」に記載した権利義務を承継する。

２ 乙が甲から承継する資産及び負債は、平成30年１月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日前日までの増減を加除した上で確定する。

３ 甲から乙に対する債務の承継は、重畳的債務引受の方法によるものとする。

第４条（本分割に際して交付する金銭等）

乙は、甲が乙の発行済株式の全部を所有していることから、本吸収分割に際して、甲に対し、本吸収分割により承継する権利義務に代わる金銭等の交付を行わない。

第５条（資本金及び資本準備金の額に関する事項）

本分割により乙の資本金及び資本準備金の額は増加しない。

第６条（本件分割の効力発生日）

本分割が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成30年４月１日とする。但し、吸収分割手続の進行上必要がある場合、甲乙が協議の上、別途合意することにより、これを変更することができる。

第７条（分割承継総会）
甲及び乙は、平成30年３月23日に、それぞれの株主総会を開催し、本契約の承認及び本分割に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
但し、吸収分割手続の進行上必要がある場合、甲乙が協議の上、別途合意することにより、これを変更することができる。

第８条（業務の運営）
甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良な管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その重要な財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議の上、これを行う。

第９条（競業避止義務）
甲は、本分割後においても、本件事業について一切競業避止義務を負わず、同種の事業を営むことができる。

第１０条（条件の変更、解除）
甲又は乙は、本契約締結後効力発生日に至るまでに、甲又は乙の資産、負債、経営の状況など本契約締結の前提となる事情に、重大な変動が生じたとき又は誤りがあったことが発覚したときは、甲乙協議の上、本契約の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第１１条（本契約に定めのない事項）
本契約に定めのない事項その他本分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成３０年２月２１日
甲　東京都港区六本木六丁目8番10号
株式会社モブキャスト
代表取締役　藪　　考　樹　㊞

乙　東京都港区六本木六丁目8番10号
株式会社モブキャストゲームス
代表取締役　杉 野　　範 和　㊞

別紙１　承継対象権利義務明細

乙は、本件分割により、本件分割の効力発生日における甲の本件事業に属する次に記載する資産、債務、雇用契約、その他の権利義務を甲から承継する。なお、承継する権利義務のうち資産及び負債については、平成30年１月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件分割の効力発生前日までの増減を加除した上で確定する。

１．承継する資産

効力発生日における本件事業に属する以下の資産

（１）流動資産

効力発生日において本件事業に属する、現金、預金、売掛金、貯蔵品、前渡金、立替金、未収入金及び前払費用。ただし、次の各号に定めるものを除く。

① 本社管理の現金及び預金
② 非事業性の未収入金
③ 非事業性の貯蔵品
④ 非事業性の前払費用

（２）固定資産

効力発生日において本件事業に属する、ソフトウェア、ソフトウェア仮勘定、出資金、差入保証金。ただし、次の各号に定めるものを除く。

① 非事業性のソフトウェア
② 非事業性の差入保証金

２．承継する負債

本件事業に属する以下の負債

（１）流動負債

効力発生日において本件事業に属する、未払金、前受金。ただし、次の各号に定めるものを除く。

① 納税に関する未払金
② 従業員の社会保険に係る預り金

（２）固定負債

該当事項なし

３．承継する雇用契約等

効力発生日における本件事業に従事する従業員との間の雇用契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。

4．承継するその他の権利義務等

（1）知的財産

効力発生日において本件事業に属する、特許権、意匠権、商標権その他知的財産権。

（2）雇用契約以外の契約

本件事業に関して甲が締結した売買契約、取引基本契約、業務委託契約、その他本件事業に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。ただし、法人格が変わることに対し移転が認められていないもの、契約上移転できないもの、許認可等の再取得が必要なもののうち本件分割の効力発生日までに必要な対応が完了できなかったもの及び甲が引き続き保有する必要のあるものを除く。

なお、事務所の賃貸借契約についてはこれを承継せず、賃貸人の承諾の下、甲と乙の間で転貸借契約を締結し、甲は乙に使用を継続させる。

（3）許認可等

本件事業に関する許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、法令上承継可能なもの。ただし、甲が引き続き保有する必要のあるものを除く。

以上

3．会社法施行規則第183条に定める内容の概要

（1）会社法第758条第4号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項

（分割対価の相当性）

本件吸収分割に際して、当社は承継会社に対して、株式・金銭・その他財産の交付を行ないませんが、当社は承継会社の発行済株式の全部を有していることから、相当であると判断しております。

また、本件吸収分割により承継会社の資本金及び準備金は増加いたしません。

（2）承継会社の成立の日における貸借対照表

承継会社の成立の日における貸借対照表は下掲のとおりです。

貸借対照表

（平成30年２月15日現在）

科目	金額（円）	科目	金額（円）
資産の部	10,000,000	純資産の部	10,000,000
流動資産	10,000,000	株主資本	10,000,000
現金及び預金	10,000,000	資本金	10,000,000
合計	10,000,000	合計	10,000,000

（3）承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

（4）吸収分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

第２号議案　定款一部変更の件

（１）変更の理由

当社は、第１号議案「吸収分割契約承認の件」に記載のとおり、平成30年４月１日（予定）をもって、これまでの事業会社から持株会社体制（同日付で「株式会社モブキャストホールディングス」へ商号変更予定）へ経営組織を変更したいと存じます。

これに伴い、第１号議案「吸収分割契約承認の件」が原案どおり承認可決されること及び本件吸収分割の効力発生を条件として、現行定款第１条及び第２条を変更し、あわせて、平成30年４月１日に効力が発生する旨の附則を設けるものであります。

（２）変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

（下線は変更部分であります。）

現行定款	変更案
第一章　総則	第一章　総則
（商号） 第１条　当会社は、株式会社モブキャストと称する。 英文では、mobcast inc.と表示する。	（商号） 第１条　当会社は、株式会社モブキャストホールディングスと称する。 英文では、MOBCAST HOLDINGS INC.と表示する。
（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	（目的） 第２条　当会社は、次の各号に掲げる事業を営む会社およびこれに相当する外国会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

現行定款	変更案
(1) インターネット、モバイル等の通信ネットワークを利用した各種情報提供サービス (2) デジタルコンテンツ（テキスト、音声、静止画、動画等）の企画・制作および販売・輸出入 (3) 広告宣伝の企画、制作及び広告代理業 (4) 通信販売業務並びに通信販売の仲介・情報提供業務 (5) 各種講演会、研修、セミナー、イベント、その他催物の企画、運営 (6) 各種出版物の企画、制作、翻訳、発行および販売並びに仲介 (7) キャラクター商品の企画および販売 (8) 電子商取引および電子決済システムの企画、開発、設計、製造、販売、賃貸、運用、保守およびそれらの代理業 (9) 会員を対象とした情報提供サービスの仲介・斡旋 (10) ホームページの制作、構築、運営および販売 (11) 著作権・著作隣接権・商標権・意匠権等知的所有権の取得、譲渡、使用許諾および管理業務 (12) 劇場映画の製作、配給、宣伝、販売および輸出入 (13) 国内外の楽曲の原盤制作業務 (14) ビデオテープ、パーソナルコンピュータ、パーソナルコンピュータのソフトウェア、テレビ等の番組およびインターネット等オンライン上の各種情報提供サービス等の輸出入販売業務 (15) コンパクトディスク、ミュージックテープ、ビデオテープ等音楽・映像ソフトの企画、制作、製造、販売、賃貸および輸入、卸業務並びに放送・上映	(1)インターネット、モバイル等の通信ネットワークを利用した各種情報提供サービス (2)デジタルコンテンツ（テキスト、音声、静止画、動画等）の企画・制作および販売・輸出入 (3)広告宣伝の企画、制作および広告代理業 (4)通信販売業務並びに通信販売の仲介・情報提供業務 (5)各種講演会、研修、セミナー、イベント、その他催物の企画、運営 (6)各種出版物の企画、制作、翻訳、発行および販売並びに仲介 (7)キャラクター商品の企画および販売 (8)電子商取引および電子決済システムの企画、開発、設計、製造、販売、賃貸、運用、保守およびそれらの代理業 (9)会員を対象とした情報提供サービスの仲介・斡旋 (10)ホームページの制作、構築、運営および販売 (11)著作権・著作隣接権・商標権・意匠権等知的所有権の取得、譲渡、使用許諾および管理業務 (12)劇場映画の製作、配給、宣伝、販売および輸出入 (13)国内外の楽曲の原盤制作業務 (14)ビデオテープ、パーソナルコンピュータ、パーソナルコンピュータのソフトウェア、テレビ等の番組およびインターネット等オンライン上の各種情報提供サービス等の輸出入販売業務 (15)コンパクトディスク、ミュージックテープ、ビデオテープ等音楽・映像ソフトの企画、制作、製造、販売、賃貸および輸入、卸業務並びに放送・上映

現行定款	変更案
(16) プロモーションビデオ等の映像の企画制作並びに販売	(16)プロモーションビデオ等の映像の企画制作並びに販売
(17) 有線放送事業およびテレビ、ラジオ番組の企画、制作	(17)有線放送事業およびテレビ、ラジオ番組の企画、制作
(18) 歌手、芸能タレント、スポーツ選手、その他の著名人、映像・音楽等の制作者の育成およびマネジメント	(18) 歌手、芸能タレント、スポーツ選手、その他の著名人、映像・音楽等の制作者の育成およびマネジメント
(19) 投資業	(19)投資業
(20) 労働者派遣事業	(20)労働者派遣事業
(21) 古物の売買	(21)古物の売買
(新設)	(22)企業再編に関連する各種業務
(新設)	(23)各種調査業務
(新設)	(24)金融業
(新設)	(25)自動車競技および部品販売に関連する各種業務
(新設)	(26)衣料品、衣料用雑貨に関連する各種業務
(新設)	(27)飲食業
(新設)	(28)不動産業
(新設)	(29)その他事業全般
(22) 前各号に関連する業務のコンサルティング及び業務受託	(30)前各号に関連する業務のコンサルティングおよび業務受託
(23) 上記各号に附帯する一切の事業	(31)上記各号に附帯する一切の事業
(新設)	2 当会社は、前項に定めるところに加え、前項各号およびこれらに附帯する一切の業務を営むことを目的とする。
(新設)	附則 第１条および第２条の規定の変更は、平成30年４月１日をもって効力を生ずるものとする。なお、本附則は、上記の効力発生後、これを削除する。

第３号議案　取締役６名選任の件

取締役全員（６名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役６名（うち社外取締役１名）の選任をお願いするものであります。

取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	藪（やぶ）　考樹（こうき） 昭和45年10月14日	平成４年４月　株式会社ティーアンドシー入社 平成５年４月　東京工販株式会社入社 平成７年２月　株式会社藤和土地建物（現エクセルランド株式会社）入社 平成７年12月　株式会社ベルパーク入社 平成11年９月　同社 取締役営業本部長 平成12年７月　同社 常務取締役　営業本部長 平成15年１月　同社 常務取締役 グループ事業統括本部担当 ジェイフォンサービス株式会社（現株式会社ジャパンプロスタッフ）代表取締役社長 平成16年３月　当社設立 代表取締役社長 CEO(現任) 平成29年７月　株式会社モブキャスト・エンターテインメント 代表取締役 CEO（現任）	4,239,072株
2	佐武（さたけ）　利治（としはる） 昭和33年３月30日	昭和55年４月　日本NCR株式会社入社 昭和60年４月　株式会社イッセイミヤケ入社 平成12年７月　同社 常務取締役 平成15年11月　株式会社デジタルガレージ入社 平成16年５月　株式会社イーコンテクスト 代表取締役 平成21年１月　株式会社オプト入社 会長付新規事業開業部長 平成23年７月　同社 執行役員 平成25年４月　株式会社エス・エム・エス入社 管理本部長 平成27年１月　当社入社 管理本部副本部長 平成27年３月　当社 取締役 管理本部長 平成28年３月　当社 取締役 CFO 管理本部長(現任) 平成29年７月　株式会社モブキャスト・エンターテインメント 取締役（現任）	5,271株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	海老根 智仁（えびね ともひと） 昭和42年８月30日	平成３年４月　株式会社大広入社 平成11年９月　株式会社オプト入社 平成13年１月　同社 代表取締役 COO 平成18年１月　株式会社オプト 代表取締役 CEO 平成18年６月　eMFORCE, Inc. 代表取締役会長 平成19年11月　株式会社トライステージ 取締役 平成20年３月　株式会社オプト 代表取締役社長 CEO 平成21年３月　同社 取締役会長 平成22年３月　当社 取締役 平成26年３月　株式会社レジェンド・パートナーズ 代表取締役会長 平成26年４月　当社 取締役 経営企画室 最高顧問 平成27年７月　当社 取締役 社長室 最高顧問（現任） 平成27年９月　株式会社レジェンド・パートナーズ 取締役会長（現任）	286,905株
4	谷本 勲（たにもと いさお） 昭和45年８月28日	平成５年４月　株式会社パソナ入社 平成７年５月　エレクトロニック・データ・システムズ（現日本ヒューレット・パッカード株式会社）入社 平成９年１月　株式会社ネットエンズ（現エヌシーアイ株式会社）設立 代表取締役社長 平成16年１月　株式会社EQソリューション設立 取締役 平成16年７月　インフォリスクマネージ株式会社 代表取締役副社長 平成19年７月　シールドグループホールディングス株式会社 取締役 平成19年８月　株式会社松風設立 代表取締役 平成20年５月　株式会社アクシス 監査役 平成20年10月　株式会社PALACE 代表取締役（現任） 平成21年５月　株式会社ニューテクノロジー（現株式会社クラウド テクノロジーズ）代表取締役（現任） 平成24年５月　株式会社エムエム総研 取締役（現任） 平成25年８月　株式会社ソーシャルキャピタル総合研究所 代表取締役（現任） 平成26年３月　当社 取締役（現任） 平成29年４月　株式会社モブキャスト・エンターテインメント 取締役（現任）	30,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	岡田（おかだ） 晋（すすむ） 昭和42年４月７日	平成４年５月　トヨタファイナンス株式会社　入社 平成16年５月　株式会社ステップス・パートナーズ 設立 代表取締役 平成18年６月　株式会社キューブシー 設立 取締役最高財務責任者 平成27年３月　日本和装ホールディングス株式会社 取締役（現任） 平成28年４月　株式会社松風 代表取締役社長（現任） 平成29年４月　株式会社モブキャスト・エンターテインメント 取締役（現任）	―
6	三村（みむら） 昌裕（まさひろ） 昭和44年６月25日	平成11年４月　株式会社タケツー（現株式会社タケツープロデュース）入社 平成12年１月　株式会社ティーウェッブ（現エフビットコミュニケーションズ株式会社）取締役事業部長 平成13年11月　三村戦略パートナーズ株式会社　代表取締役（現任） 平成17年７月　当社　監査役 平成27年１月　医療法人社団豊葉会監事（現任） 平成28年１月　株式会社リトル・ママ取締役（現任） 平成29年１月　コアキャピタルクラブ株式会社 取締役（現任） 平成29年８月　株式会社ナレッジリパブリック 代表取締役（現任） 平成29年４月　株式会社ポーラスター・スペース　取締役（現任） 平成30年２月　株式会社フューチャーアクセス 代表取締役社長（現任）	35,500株

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．上記「所有する当社の株式数」には、当社役員持株会名義の実質所有株式数が含まれております。

３．三村昌裕氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出る予定です。

４．三村昌裕氏を社外取締役候補者とした理由は、三村戦略パートナーズ株式会社の代表取締役など要職を歴任される中で培った経営全般にわたる知識と経験から、適切な助言を得られると判断したため選任をお願いするものであります。なお、三村戦略パートナーズ株式会社、医療法人社団豊葉会、株式会社リトル・ママ、コアキャピタルクラブ株式会社、株式会社ナレッジリパブリック、株式会社ポーラスター・スペース、株式会社フューチャーアクセスと当社との間に取引関係はなく、社外取締役の独立性に影響を及ぼすような事項はありません。

５．三村昌裕氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではなく、また過去５年間に当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員であったこともありません。

６．三村昌裕氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去２年間に受けていたこともありません。

７．三村昌裕氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。

８．三村昌裕氏は、過去２年間に合併、吸収分割、新設分割若しくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。
９．三村昌裕氏の選任が承認された場合、同氏と当社の間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金200万円又は法令が規定する額のいずれか高い額といたします。

第４号議案　補欠監査役１名選任の件

平成29年３月24日開催の第13回定時株主総会において補欠監査役に選任されました三村　昌裕氏の選任の効力は、本総会開始の時までとされておりますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 （生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式数
林田（はやしだ）　浩志（ひろし） 昭和31年５月３日	昭和60年４月 昭和63年12月 平成８年６月 平成12年４月 平成16年４月	大谷共同会計事務所　入所 株式会社ソニー・ミュージックエンタテインメント 入社 株式会社ケイマックス 管理部門担当役員 株式会社レジラ 代表取締役 林田税理士・行政書士事務所 所長（現任）	―

（注）１．補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．補欠監査役候補者は、補欠の社外監査役候補者であります。
なお、当該候補者が社外監査役に就任した場合、当社は当該候補者を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、独立役員として届け出る予定であります。

３．補欠監査役候補者は、税理士及び行政書士としての専門的な知識・経験を有し、事業会社での経営経験も豊富であることから、社外監査役として就任した場合には、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

４．補欠監査役候補者は、当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではなく、また過去５年間に当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員であったこともありません。

５．補欠監査役候補者は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去２年間に受けていたこともありません。

６．補欠監査役候補者は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。

７．補欠監査役候補者は、過去２年間に合併、吸収分割、新設分割若しくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。

８．補欠監査役候補者が社外監査役に就任した場合、補欠監査役候補者との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく各損害賠償責任の限度額は金200万円又は法令が規定する額のいずれか高い額とする予定であります。

第５号議案　会計監査人選任の件

当社の会計監査人である監査法人Ａ＆Ａパートナーズは、本総会終結の時をもって任期満了により退任するため、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。会計監査人候補者は、次のとおりであります。

名　　称	八重洲監査法人
事 業 所	東京都千代田区紀尾井町３番12号　紀尾井町ビル17階
沿　革	昭和44年12月　東京都中央区京橋一丁目７番地に監査法人八重洲事務所を設立。 昭和52年６月　主たる事務所を、東京都中央区京橋二丁目12番４号に移転。 平成９年11月　監査法人の名称を八重洲監査法人と改称。 平成19年６月　主たる事務所を、東京都中央区八重洲一丁目5番17号に移転。 平成24年６月　クレストン・インターナショナル（本部英国）にメンバーファームとして加盟。 平成28年６月　事務所を東京都千代田区紀尾井町3番12号の紀尾井町ビルに移転。
概　要	資本金　　35百万円 構成人員 公認会計士49名 その他３名 合計52名

（注）監査役会が八重洲監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、当社の会計監査人評価及び選定基準に照らし、同監査法人が当社の会計監査人に必要な専門性、独立性及び適切性を備えており、職務遂行能力等を総合的に勘案した結果、適任と判断したためであります。

以　上

〈メ　モ　欄〉

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

会場：東京都港区赤坂九丁目７番１号
東京ミッドタウン カンファレンス　Ｒｏｏｍ７
（ミッドタウン・タワー　４Ｆ）



最寄駅　六本木駅
　都営大江戸線　　：８番出口より直結
　東京メトロ日比谷線：４ａ出口側から地下通路を経由し、
　　８番出口より直結
　乃木坂駅
　東京メトロ千代田線：３番出口より徒歩約３分
　六本木一丁目駅
　東京メトロ南北線　：１番出口より徒歩約10分